



こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業の実施について

現在、こども未来戦略の一環として実施に向けた検討が進められている、保護者の就労状況に関わらず、こどもを保育所等に預けることができる「こども誰でも通園制度（仮称）」について、令和8年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度としての本格実施を見据え、「未就園児預かり保育試行事業」として試行的に実施します。

【事業概要】

(1)対象児童

保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の児童

(2)実施予定施設

- ・ 生出塚保育所子育て支援センター
- ・ 川里ひまわり保育園子育て支援センター
- ・ 実施意向のある民間保育施設等

(3)利用上限

対象児童 1 人当たり月 10 時間を上限

(4)保護者負担額（こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業実施要綱（案）に基づく）

1 時間当たり 300 円（予定） ※世帯状況や課税状況等により減免（予定）

(5)予定スケジュール

令和6年7月1日 利用認定開始

8月1日 預かり保育開始